

11 エリア別の二次ゾーニングマップ

前回の研究会において区分した沿岸11エリアについて、法令担当窓口への調査ヒアリング等を踏まえ、それぞれのエリア周辺を、以下のフローチャートに基づき、A：法的・地形的に重大な制約のあるエリア、B：自然環境等の法令で保全を優先すべきエリア、C：自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となるエリア、D：自然環境等の法令の調整のみが必要となるエリア、E：社会的な調整が必要となるエリア、F：特段調整の必要が無いと想定されるエリアの6つに整理し、「沿岸域導入可能性二次マップ」を作成した。

そして、それぞれのエリアごとに課題条件の低いエリアを絞り込み、「絞り込みゾーン」を抽出した。

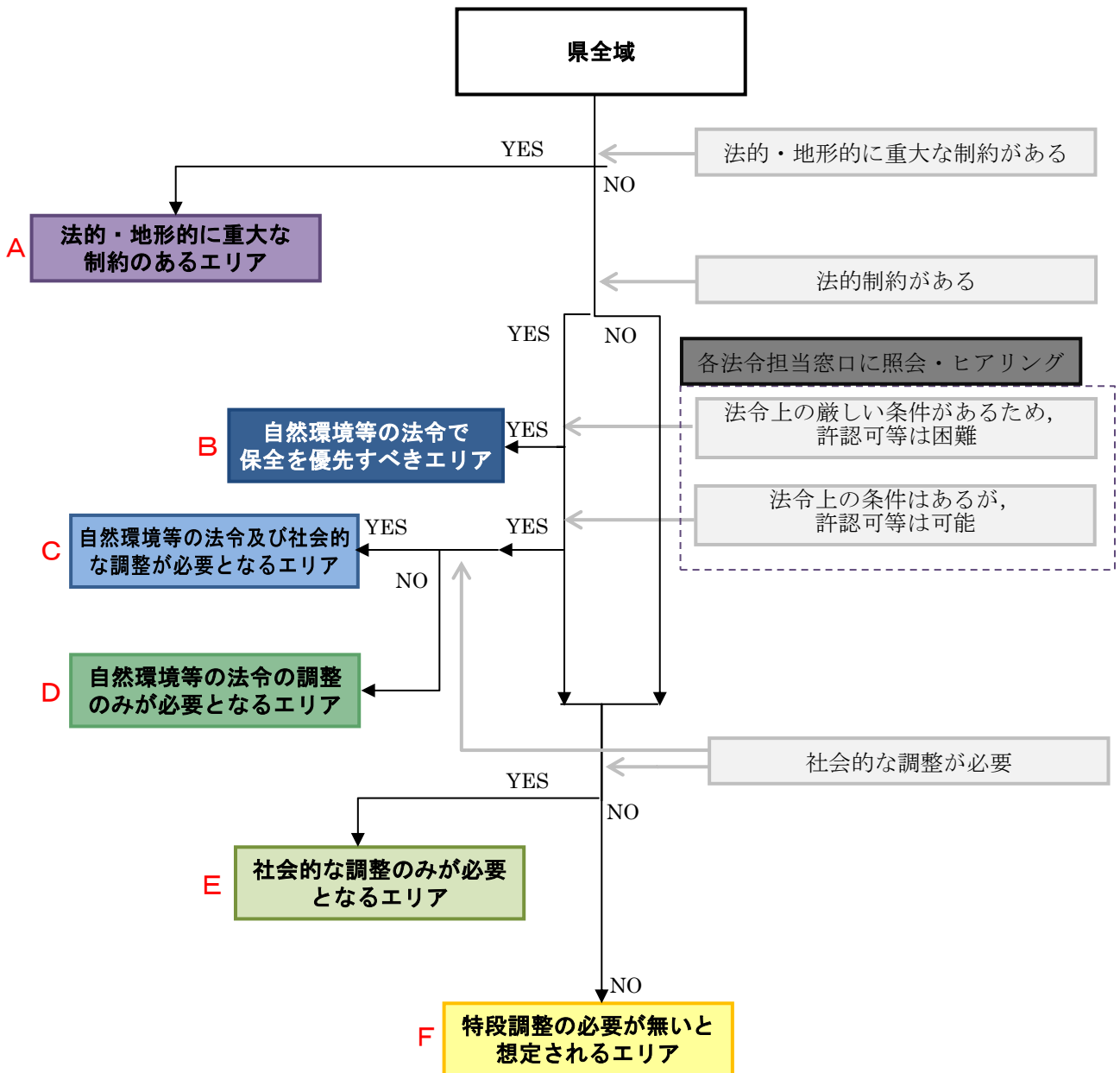


図.1 沿岸域導入可能性二次マップの作成フロー

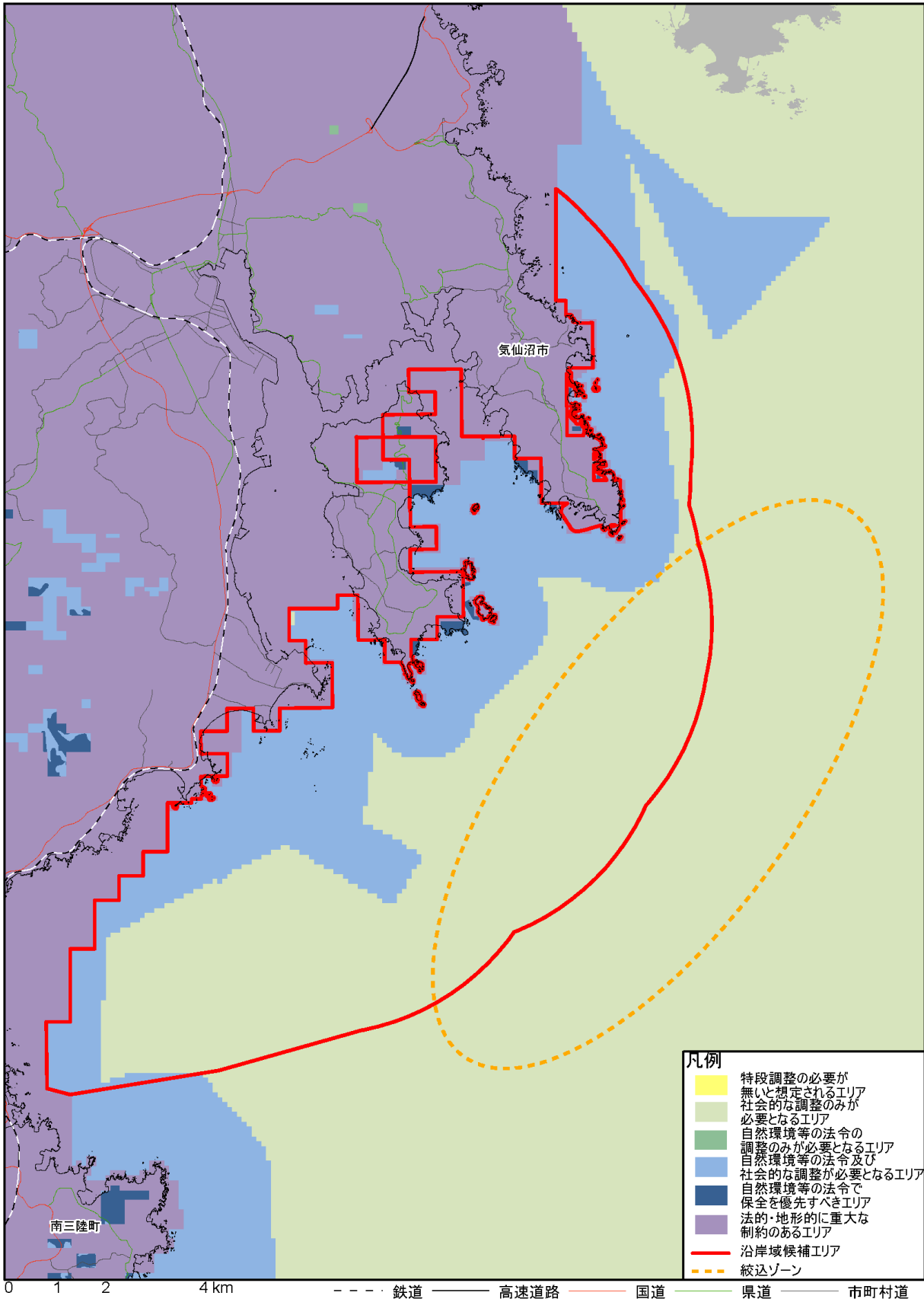
表.1 沿岸域導入可能性二次マップの考え方

No	区分	参照項目		分類					留意事項等	
		根拠法令等	条件	法的・地形的に重大な制約あり	法的上の厳しい条件があるため許認可が困難	許認可は可能	法令上の条件はあるが	社会的な調整が必要		左記以外のもの
1-1	自然公園法	特別保護地区、第1種特別地域		○					風力発電施設の新築、改築、増築は認められない。	
1-2		海城公園		○						
1-3		第2種特別地域			○					植生の復元が困難な地域等に計画されるもの、主要な展望地から展望する場合著しい妨げとなるもの、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの、である風力発電施設の新築、改築、増築は認められない。
1-4		第3種特別地域			○					
1-5		普通地域					○			国立公園では、場所や規模によっては許認可等が可能。 国立公園、国定公園及び県立自然公園では、風景を保護するために必要があると認めるときは、行為の禁止・制限等される場合がある。
1-6	自然環境保全法	特別地区、原生自然環境保全地域		○					届出が必要だが、自然環境保全地域の指定の趣旨が損なわれる場合には、行為の禁止等の措置命令を行う場合がある。	
1-7		自然環境保全地域				○				
1-8		緑地保全地域					○			届出が必要だが、自然環境保全地域の指定の趣旨が損なわれる場合には、行為の禁止等の措置命令を行う場合がある。
1-9		干潟（自然環境保全基礎調査結果）						○		届出等は必要としない。
1-10		藻場（自然環境保全基礎調査結果）						○		届出等は必要としない。
1-11		特定植物群落（自然環境保全基礎調査結果）						○		届出等は必要としない。
1-12	鳥獣保護法	特別保護指定区域		○					鳥獣及びその生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合には許可されない。	
1-13		特別保護地区				○				
1-14		鳥獣保護区						○		同法は狩猟にしか適用されない。
1-15	ラムサール条約	条約湿地		○						
1-16	森林法	保安林				○			保安林指定解除が必要だが、現実的には困難。	
1-17		地域森林計画対象民有林					○		面積1haを超えて開発行為を行う場合には、知事の林地開発許可を受けなければならない。	
1-18	国有林野法	自然維持タイプの国有林				○			建築・伐採には代替地がない等のやむを得ない事由が必要。	
1-19		国有林					○		国有林野貸付等申請が必要。 既に貸付等ある場合は、解約か第三者利用の同意が必要。	
1-20	国有林野保護林制度	保護林				○			建築・伐採・解除には、その土地以外に他に適地がないなど特段の事由が必要。	
1-21		緑の回廊					○			
1-22	環境影響評価法、環境影響評価条例	500mメッシュ人口1人以上のメッシュから500m以内の範囲（騒音・振動の影響調査の目安）					○			
1-23		渡り鳥の主な渡りルート、集結地等					○			
1-24		希少猛禽類の営巣地（イヌワシ）					○			
1-25		希少猛禽類の営巣地（オオタカ）					○			
1-26		希少猛禽類の営巣地（クマタカ）					○			
1-27		希少猛禽類の営巣地（サシバ）					○			
1-28		希少猛禽類の営巣地（ハイタカ）					○			
1-29		希少猛禽類の営巣地（ハチクマ）					○			
1-30		希少猛禽類の営巣地（ハヤブサ）					○			
1-31		希少猛禽類の営巣地（ミサゴ）					○			
1-32		希少猛禽類の生息地（イヌワシ）					○			
1-33		希少猛禽類の生息地（オオタカ）					○			
1-34		希少猛禽類の生息地（クマタカ）					○			
1-35		希少猛禽類の生息地（サシバ）					○			

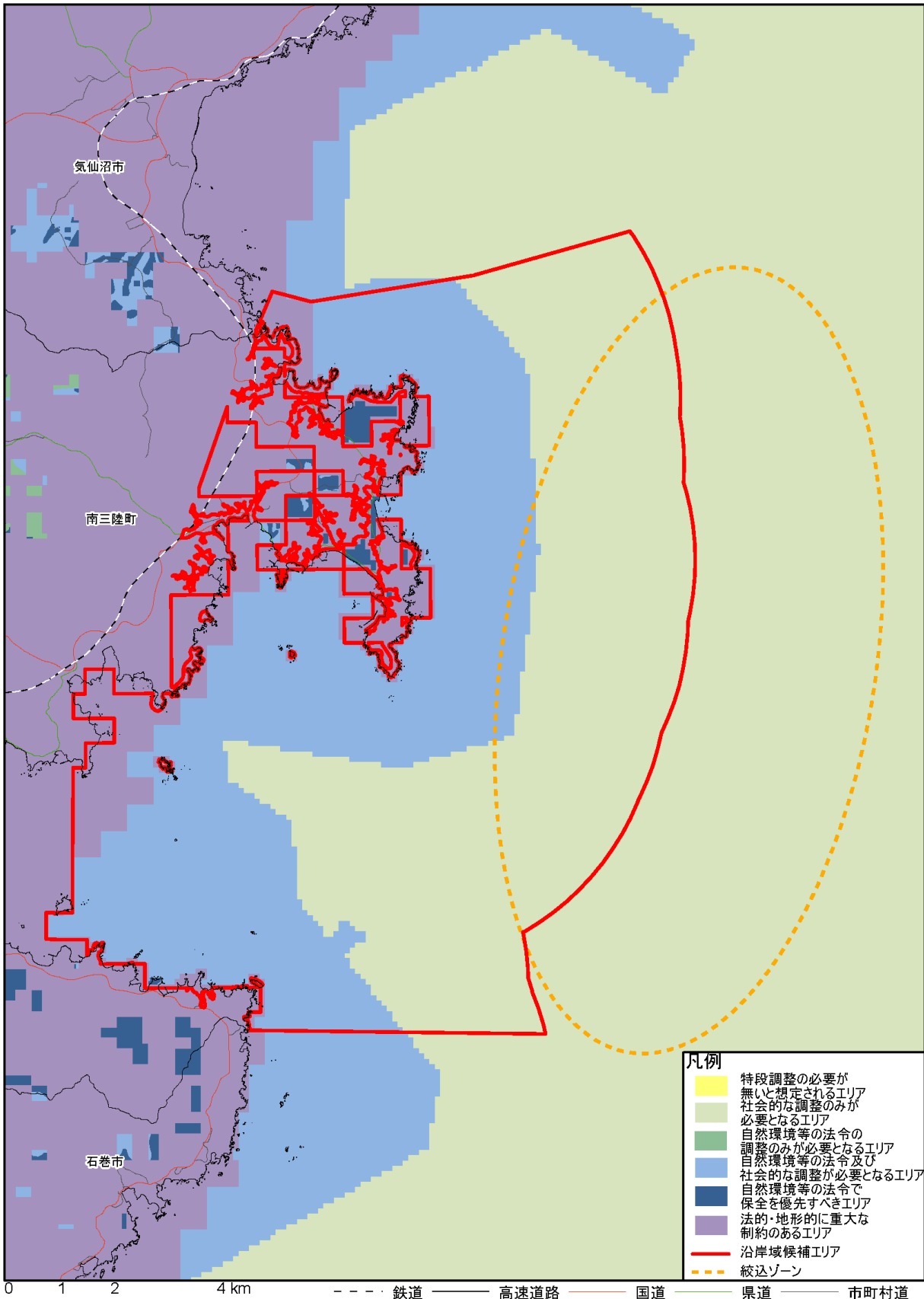
No	区分	参照項目		分類						留意事項等
		根拠法令等	条件	法的・地形的に重大な制約あり	法令上の厳しい条件があるため許認可が困難	許認可可能	法令上の条件はあるが許認可は可能	社会的な調整が必要	上記以外のもの	
1-36			希少猛禽類の生息地（チュウヒ）			○				
1-37	自然再生推進法		自然再生事業の対象区域					○		開発行為に対する規制を定めたものではない。
1-38	杜の都の風土を守る 土地利用調整条例		自然環境保全区域		○					原則として開発事業の実施は行わないものとする。
1-39			農用地保全区域		○					
1-40			森林保全区域			○				傾斜度30°以上の区域では原則として開発事業の実施は行わないものとし、20～40%の残置森林率を確保する。
1-41			集落等環境保全区域			○				用途制限に準ずるものとする。
2-1	港湾法		航路、検疫錨地	○						
2-2			港湾施設等に影響する範囲		○					港湾の開発と利用が阻害されることから、そのような場所に発電施設を設置してはならない。
2-3	港則法		港湾施設等に影響する範囲		○					
2-4	水路業務法		海図					○		海図に関する届出が必要。
2-5	漁業法		漁業権			○				漁業権者の事前同意（総会決議）が必要。
2-6	みやぎ海とさかなの 県民条例		漁場					○		本条例に基づく許認可等の必要はないが、関係者との調整に留意が必要。
2-7	漁港漁場整備法		漁港区域		○					20haの占用は明らかに漁港利用の障害となるため、許認可は困難。
2-8	農地法		甲種農地、第1種農地		○					甲種農地及び第1種農地は原則として転用は不可。
2-9			上記以外の農地			○				
2-10	農業振興地域の整備に 関する法律		農用地区域		○					風力発電目的の農振除外は困難であると考えられる。（農振法第13条第2項各号）
2-11	土地改良法		土地改良事業区域		○					ほとんどが甲種農地または第1種農地に該当し、転用は不可。
2-12	都市計画法、 開発指導要綱		市街化区域			○				1,000m ² 以上の開発には法第29条第1項の許可が必要。
2-13			市街化調整区域			○				開発には法第29条第1項の許可が必要。
2-14			非線引き区域			○				3,000m ² 以上の開発には法第29条第1項の許可が必要。
2-15			準都市計画区域			○				3,000m ² 以上の開発には法第29条第1項の許可が必要。
2-16			都市計画区域外			○				1ha以上の開発には法第29条第2項の許可や事前協議が必要。
2-17			風致地区	○						
2-18	景観法		景観計画区域			○				
2-19	杜の都の風土を育む 景観条例		自然景観のゾーン			○				背景の山並みに対し突出し風景を害さない高さ。里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さ。
2-20			市街地景観のゾーン			○				仙台城跡等の高台や主要道路からの眺望が、背景の山並みの風景を害さない高さ。通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さ。
2-21	塩竈の景観を守り育 てる条例		海から望む丘陵地景観の保全		○					100m超の建築行為は、景観保全上望ましくなく、許認可は困難。
2-22	文化財保護法、 文化財保護条例		史跡名勝天然記念物	○						文化財への影響がないか軽微である場合にのみしか許可されない。
2-23			埋蔵文化財			○				埋蔵文化財包蔵地およびその隣接地では、工事の届出が必要。場合によっては発掘調査と協議が必要。
2-24	国有財産法、公共用財 産管理条例施行規則		海域の使用、占用					○		公共物の機能、管理及び公共用財産について予定される将来の具体的な公益的用途に支障がない場合は許可される。

No	区分	参照項目		分類					留意事項等	
		根拠法令等	条件	法的・地形的に重大な制約あり	法令上の厳しい条件があるため許認可が困難	許認可は可能	法令上の条件はあるが許認可は可能	社会的な調整が必要		上記以外のもの
2-25	航空法		制限表面内	○						
2-26			航空路監視レーダー装置から半径1,500m以内	○						
2-27			航空路監視レーダー装置の真北から航空路監視レーダー事務所までの間			○			電波通信を阻害するおそれのある建造物の建設には協議が必要。	
2-28			航空保安無線施設等			○			風力発電建造物による航空保安無線施設の影響に関するガイドラインに基づく対応が必要。	
2-29		電波法		伝搬障害防止区域			○			工事制限されることがある。
2-30			地上デジタル放送エリア・中継局				○		風力発電設備建設による電波障害を未然に防止するための連絡打合体制の構築が求められる。	
2-31	災害基本法		地上デジタル放送エリア・中継局				○			
2-32	河川法		河川区域			○			河川区域内での風車の設置の許認可は困難。送電線等の横断は可能。	
2-33			河川保全区域				○		河岸又は河川管理施設の保全に支障のない場合は許認可が可能。	
2-34	海岸法		海岸保全区域				○		海岸保全施設に問題が生じないと判断されれば可能。	
2-35	土砂災害防止法		土砂災害警戒区域					○	宅地開発や住居の建築でなければ、特段の許認可は必要ない。	
2-36			土砂災害特別警戒区域					○		
2-37	砂防法		砂防指定地域				○			
2-38	地すべり等防止法		地すべり防止区域				○			
2-39	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		急傾斜地崩落危険区域				○		防止の観点から支障がないと判断された場合のみ許可。	
3-1	地形的制約条件	数値地図（水深）	水深200m以上	○					水深200m以上では開発が困難。	
3-2		数値地図（標高）	標高1,000m以上	○					標高1,000m以上では開発が困難。	
3-3		数値地図（傾斜）	最大傾斜角20度以上	○					最高傾斜角20度以上では開発が困難。	
3-4		風況	地上高70m 年平均風速5.5m/s未満	○						
3-5		気象	年間積雪深100cm以上	○					年間積雪深100cm以上では建設や維持管理が困難。	
4-1	社会的制約条件	道路網	幅員3m以上の道路から1km以遠					○	幅員3m以上の道路から1km以遠では採算性の確保が困難。	
4-2		系統連系状況		送電線の接続点から5km以遠					○	送電線の接続点から5km以遠では採算性の確保が困難。
4-3				系統連系制約状況					○	接続可能な送電線の受入可能量が少ない地域では連系接続が困難。
4-4		常時訓練海域図		航空自衛隊訓練海域					○	
4-5		居住地域		居住地から500m以内	○					居住地から500m以内の地域では立地不可。
4-6		主な景観資源		景観資源					○	自然環境保全法第4条に基づき調査された結果であるが、必ずしも保護制度化にあるものではない。
4-7		IBA（重要鳥類生息地）		IBA（重要鳥類生息地）					○	
4-8		生物多様性		生物多様性の観点から重要度の高い湿地					○	生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に抽出されたもので、拘束力があるものではない。（生物多様性の観点から留意するのが望ましい）
4-9				生物多様性の観点から重要度の高い海域					○	
4-10				生物多様性の観点から重要度の高い里地里山					○	
4-11		航路筋							○	灯火等の対策が必要。
4-12	避航							○	灯火等の対策が必要。	

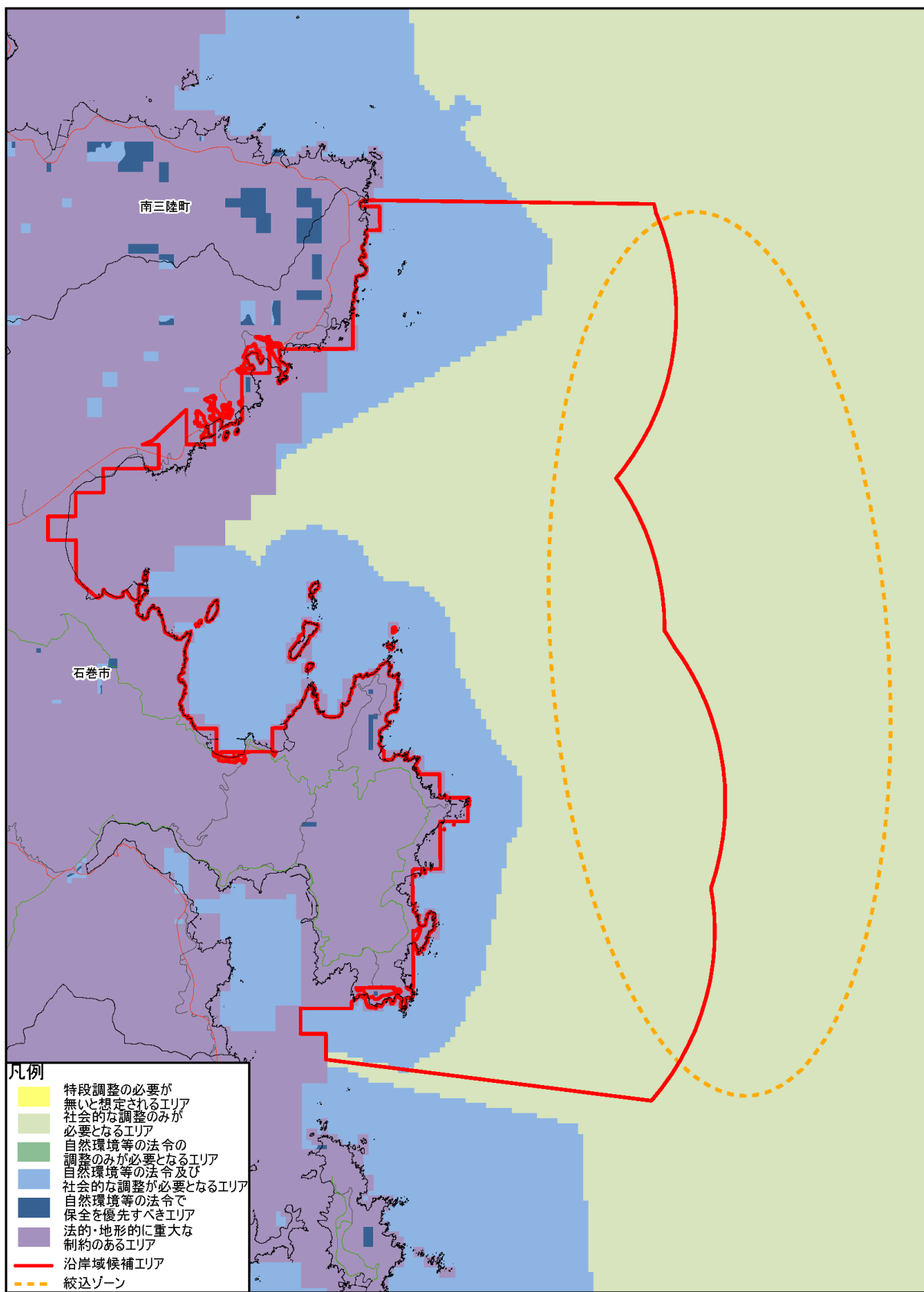
O1 気仙沼沿岸（気仙沼市）



02 歌津沿岸（南三陸町）



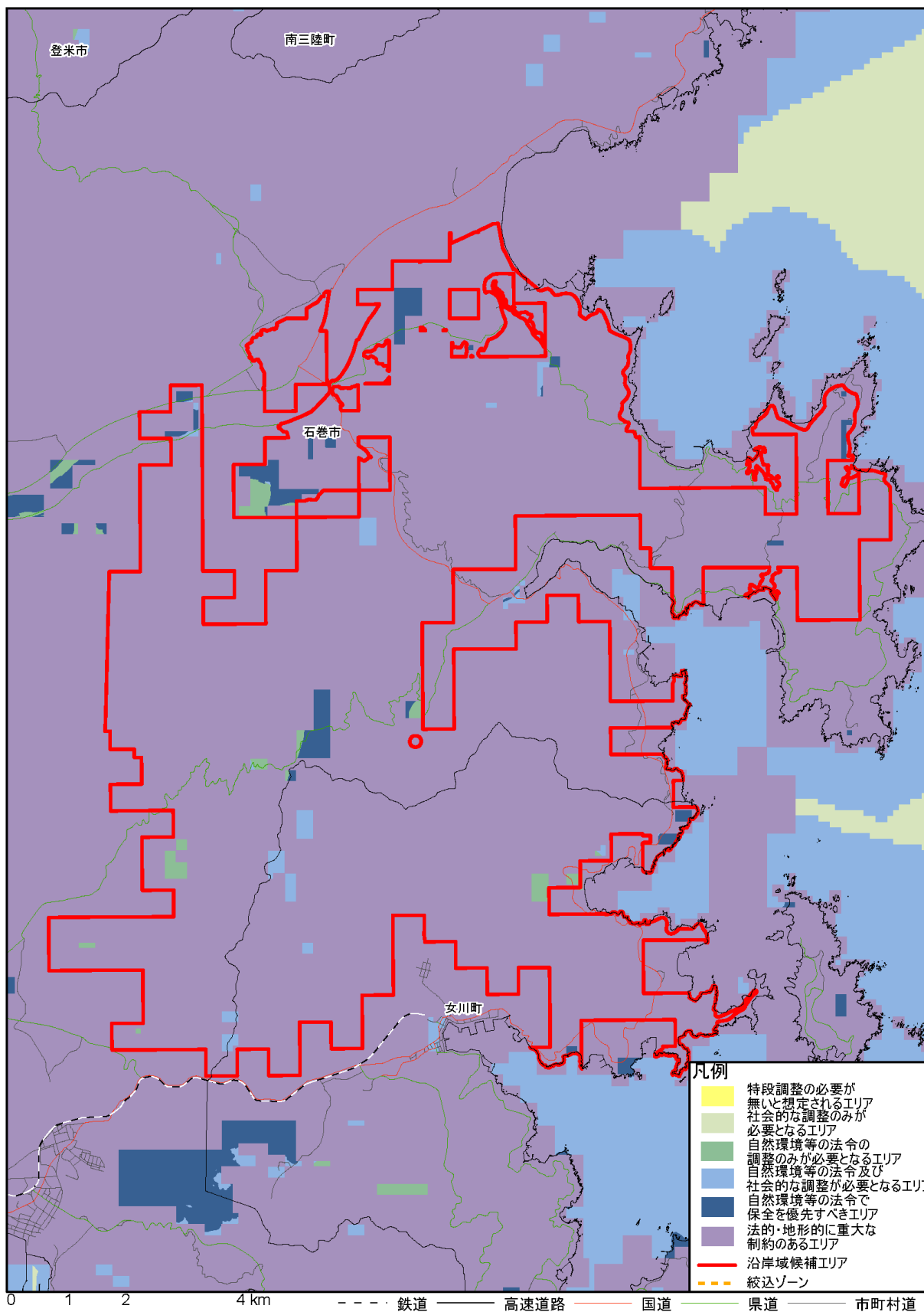
03 雄勝沿岸（石巻市）



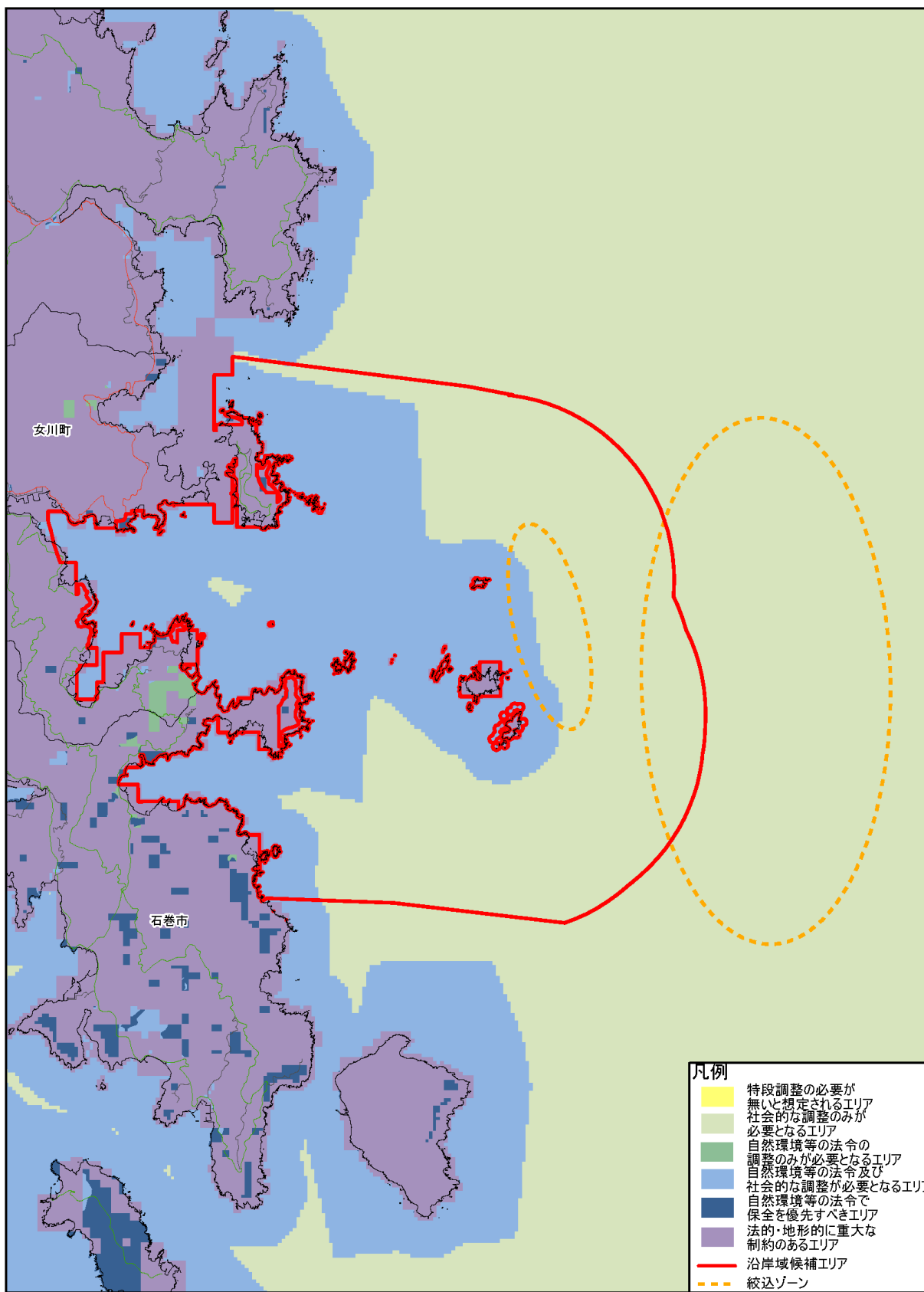
- 凡例**
- 特段調整の必要が無いと想定されるエリア
 - 社会的な調整のみが必要となるエリア
 - 自然環境等の法令の調整のみが必要となるエリア
 - 自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となるエリア
 - 自然環境等の法令で保全を優先すべきエリア
 - 法的・地形的に重大な制約のあるエリア
 - 沿岸域候補エリア
 - 絞込ゾーン

0 1 2 4 km - - - 鉄道 — 高速道路 — 国道 — 県道 — 市町村道

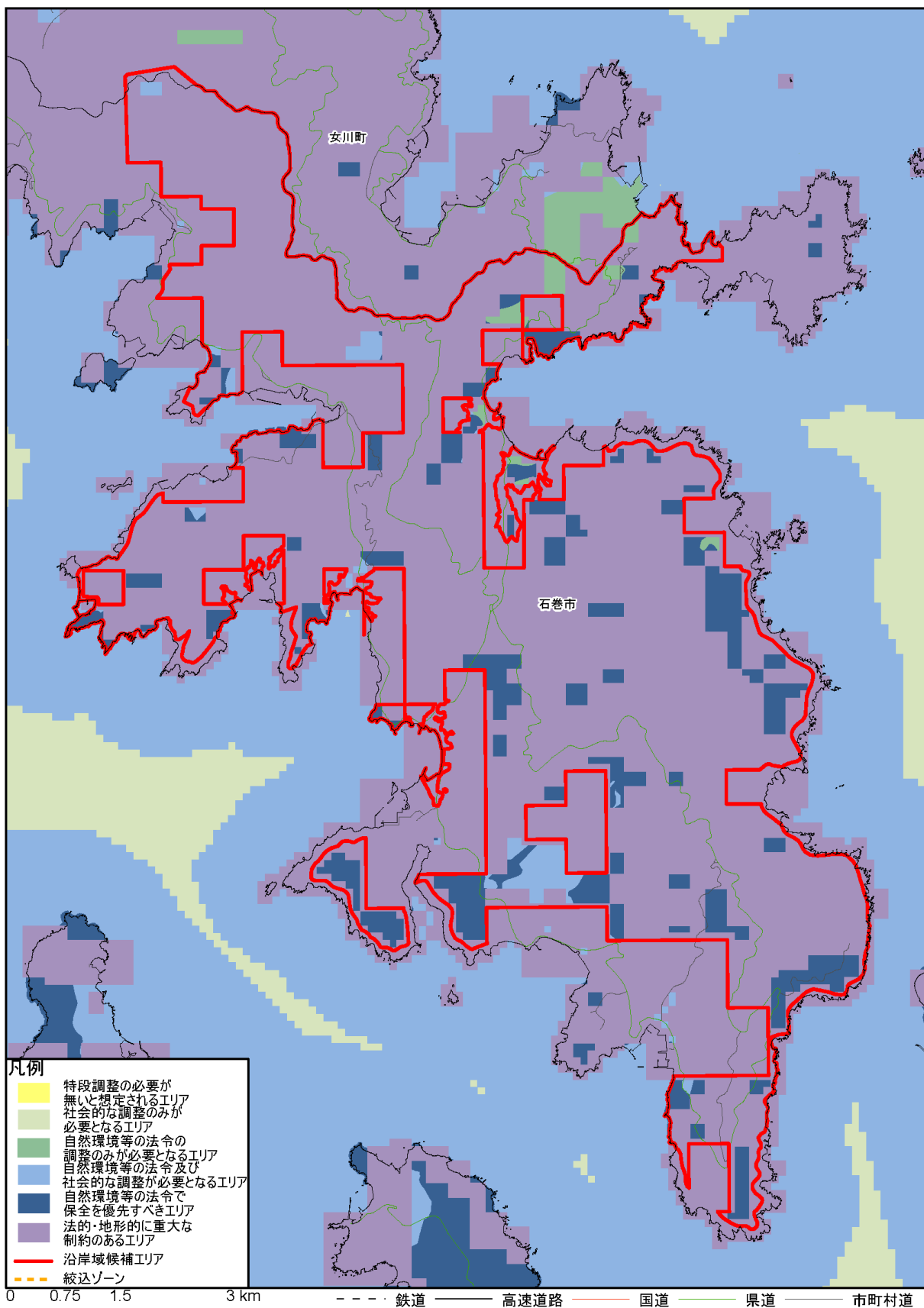
O4 硯上山（石巻市・女川町）



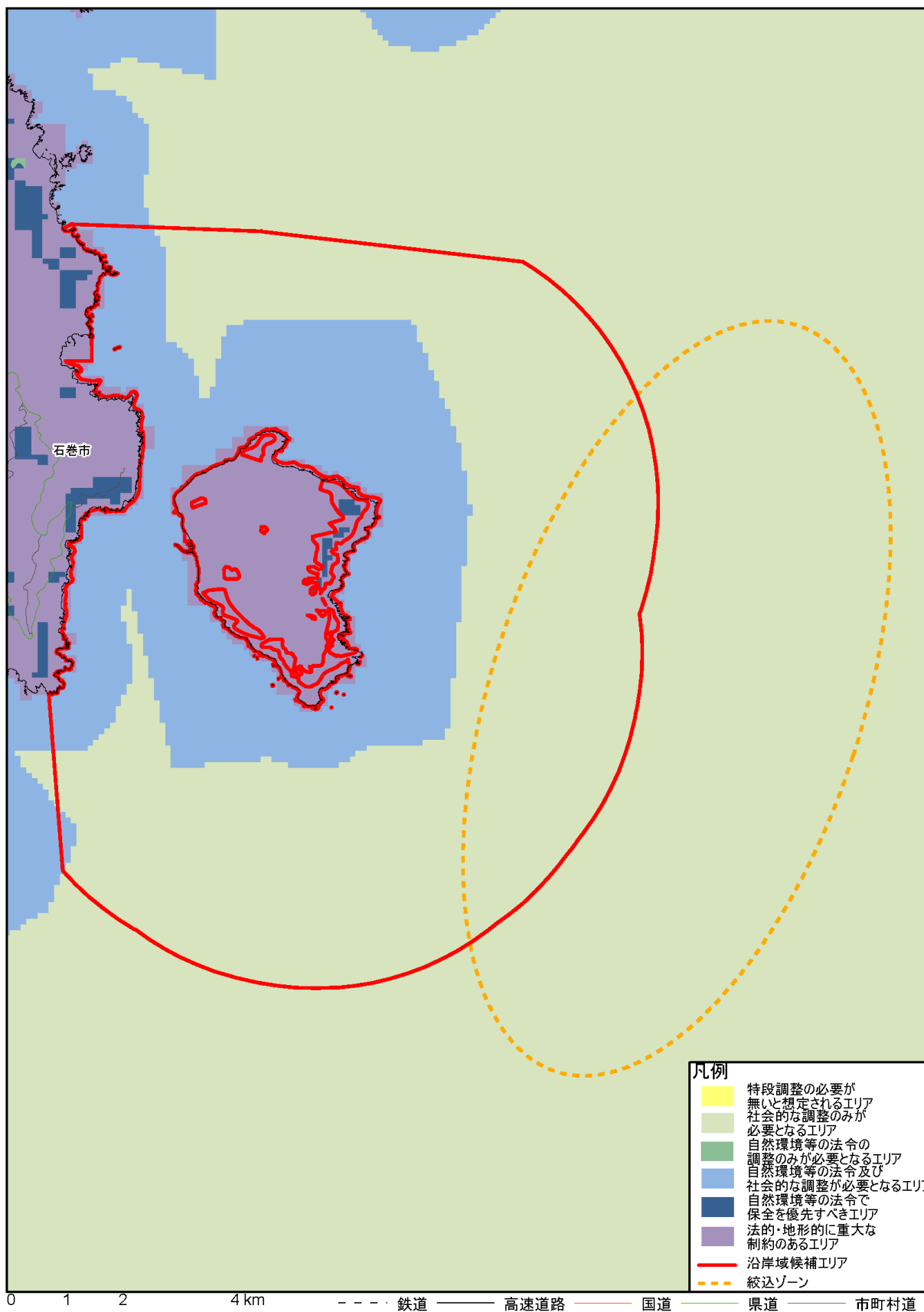
05 女川沖（女川町）



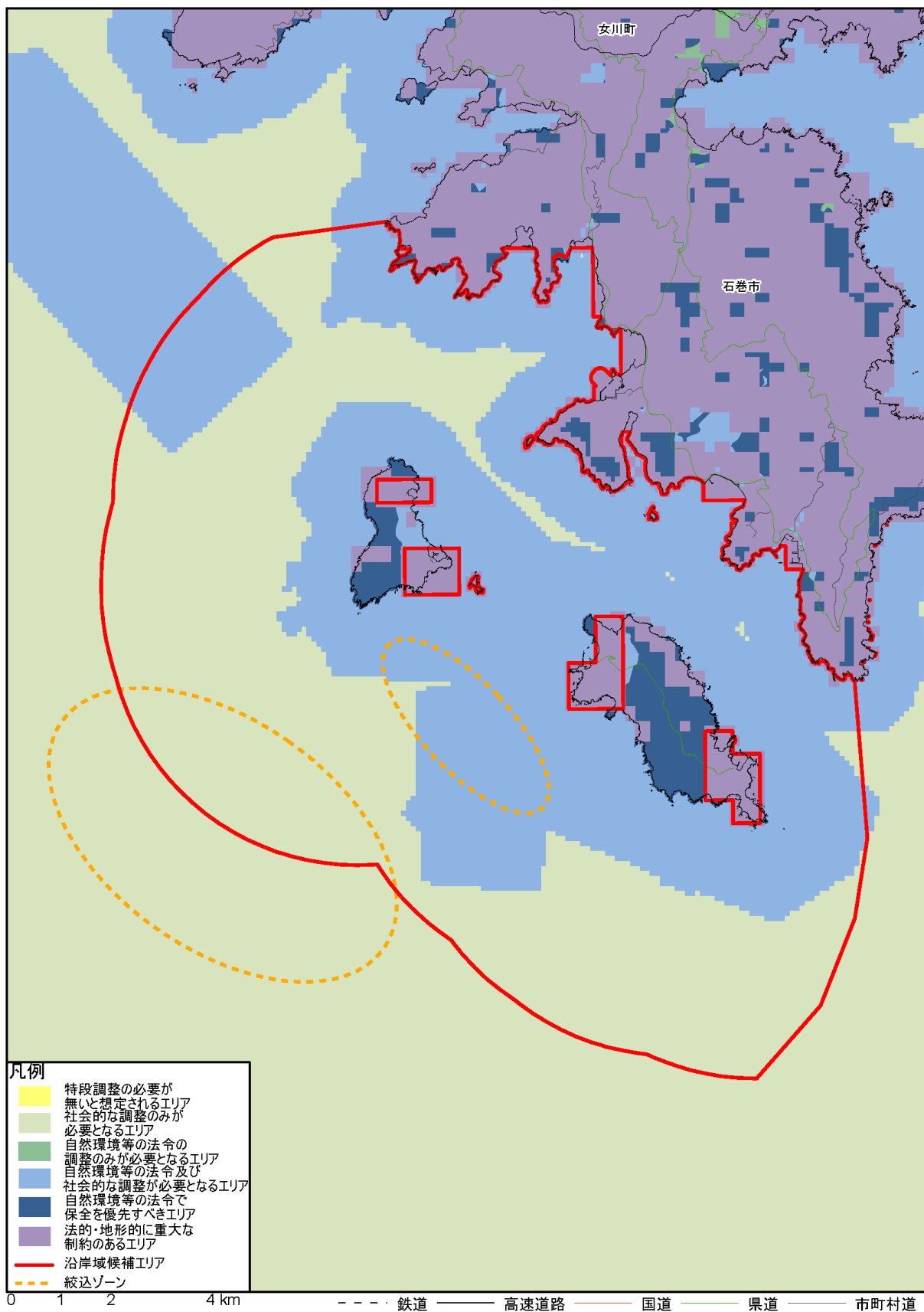
06 牡鹿半島（石巻市）



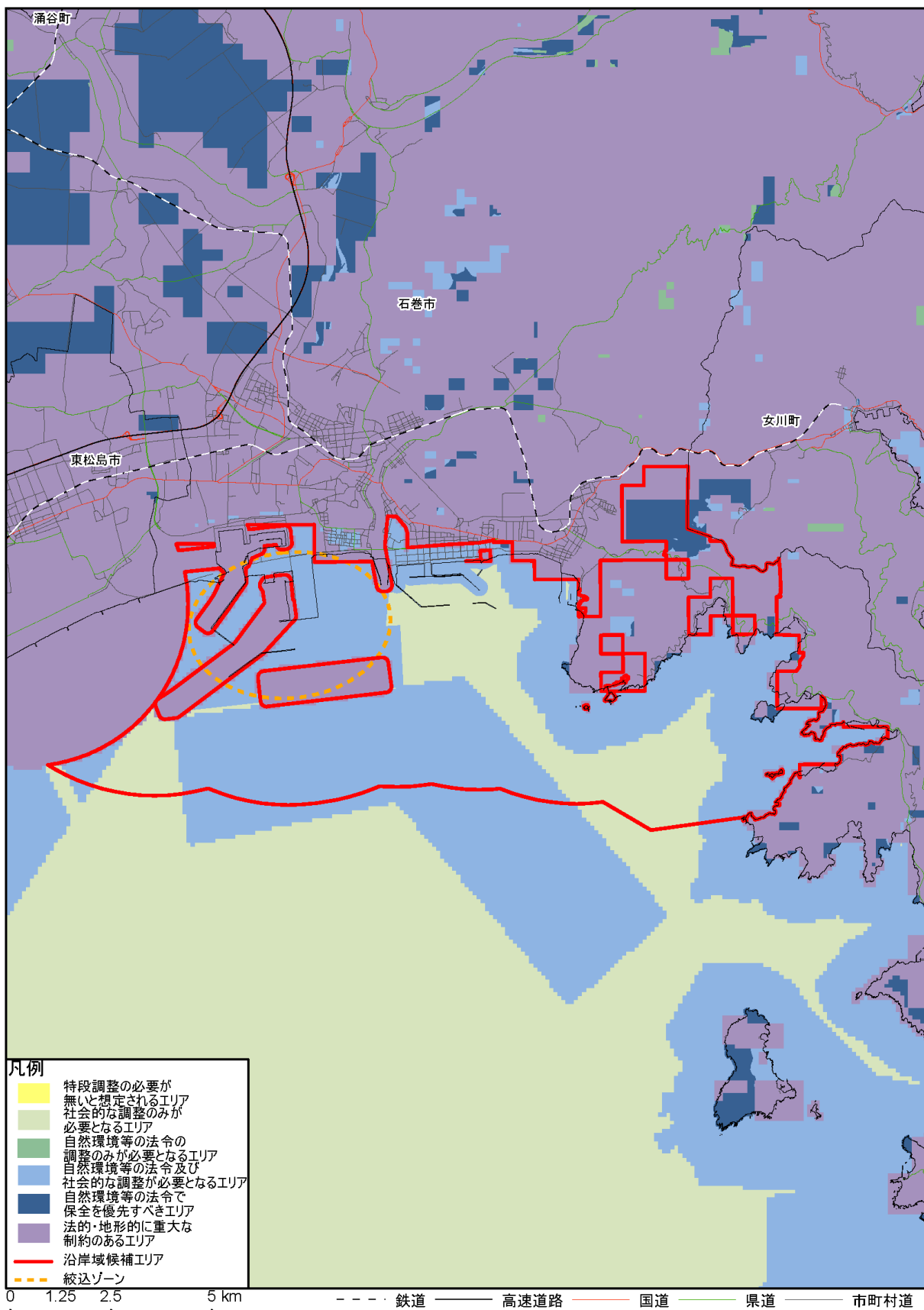
07 金華山沿岸（石巻市）



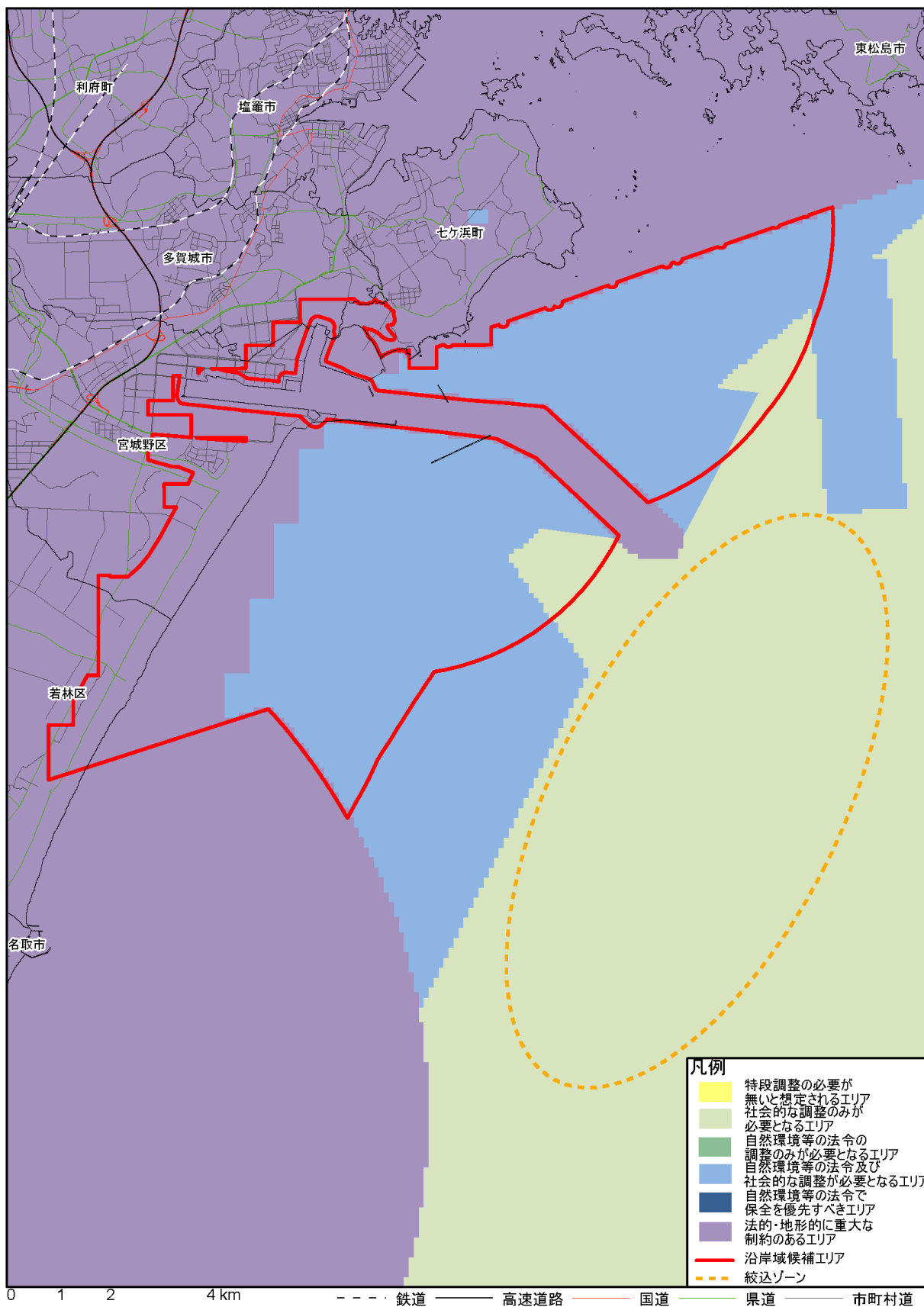
08 田代島・網地島（石巻市）



09 石巻港（石巻市）



10 仙台沿岸（仙台市）



11 亘理・山元沿岸（亘理町・山元町）

